

令和5年度 事業計画書



社協キャラクター「福ろう」



社会福祉
法人

三次市社会福祉協議会

目 次

事業方針	1
重点目標	2
具体的事業計画	
1. 法人運営の取り組み	
組織体制を強化する取り組み	3
財政を健全化する取り組み	4
役職員を育成する取り組み	4
その他	4
2. 地域福祉事業	
地域包括ケア推進事業	5
生活支援体制整備事業	5
三次市生活サポート事業	5
はるかぜネット事業	5
ふれあい・いきいきサロン事業	6
地区社協活動支援事業	6
地区社協活動助成事業	6
ボランティアセンター事業	6
被災者生活サポートボラネット事業	7
福祉教育活動推進事業	7
広報啓発事業	7
3. 福祉サービス利用の相談と支援	
ふれあい福祉相談事業	8
福祉サービス利用援助事業「かけはし」	8
権利擁護センターもみじ	9
生活福祉資金貸付相談事業	9
民生資金貸付事業	9
老人介護支援センターの運営	10
民生委員児童委員活動との連携	10
福祉・介護人材の確保・育成・定着の推進	10
社会福祉団体の支援	10
4. 介護保険事業	
事業所運営会議の開催	11
居宅介護支援事業	11
訪問介護事業	11

地域密着型通所介護事業	1 1
介護老人福祉施設	1 2
短期入所生活介護事業	1 2
要介護認定訪問調査	1 2
ボランティア・実習生等の受入れ	1 2
5. 障害福祉サービス	
居宅介護事業	1 2
同行援護事業	1 2
重度訪問介護事業	1 3
6. 地域支援（高齢者介護予防）事業	
地域支え合い事業	1 3
「食」の自立支援事業	1 3
軽度生活援助事業	1 3
認知症高齢者生活援助事業	1 4
家族介護者交流事業	1 4
7. 地域生活支援（障がい者自立支援）事業	
移動支援事業	1 4
障害児生活訓練事業	1 4
要約筆記奉仕員・手話通訳者派遣事業	1 4
点字・声の広報等発行事業	1 4
手話・点訳・要約筆記・録音ボランティア養成事業	1 5
8. 各種福祉サービス	
障害児・者ふれあい事業	1 5
福祉用具短期貸出	1 5
高齢者生活支援施設の管理運営	1 5
産前・産後ヘルパー派遣事業	1 5
甲奴健康づくりセンター（ゆげんき）の業務運営	1 5
9. 三次市指定管理施設の管理運営	
三次市指定管理施設の管理運営	1 6
10. 福祉サービス苦情解決体制	
福祉サービス苦情処理	1 6
11. 共同募金事業への協力	
共同募金配分事業	1 7
12. 日本赤十字事業への協力	
日本赤十字社事業	1 7
13. 地域包括支援センター事業	
総合相談事業	1 8
権利擁護事業	1 8
包括的継続的ケアマネジメント	1 8
認知症対策	1 9
指定介護予防支援事業所	2 0
広報	2 0
14. 障害者支援センター事業	

計画相談支援に関する相談・指導	20
専門機関との連携	21
社会資源の開発	21
障害者虐待防止・権利擁護	21
障害者支援協議会及び障害者支援ネットワーク連絡会議	22
障害者差別解消法に関すること	21
広報・社会啓発	22
地域生活支援拠点等整備事業に関すること	22
総合相談	23
就労支援	23
社会生活力を高めるための支援	23
ピア・サポーターの育成	23
ボランティアの活用と育成支援	24
家族及び障害者等の関係団体の支援	24
みんなの食堂	24
園芸福祉	24
障害者スポーツ	24
各種相談会	24
障害支援区分認定調査	24
15. 生活サポートセンター事業（生活困窮者自立相談支援事業）	
相談支援事業	25
住居確保給付金申請受付	25
生活困窮者支援を通じた地域づくり	25
フードバンク事業	25
生活困窮者自立支援法の改正への対応	25

<事業方針>

わが国は、少子高齢化や人口減少の進行と共に、団塊の世代が後期高齢者となる2025年が目前に迫り、その対応に直面しています。核家族化やひとり親・単身世帯の増加、またコロナ禍における地域のつながりがますます希薄化し、さらにはウクライナ危機による物価の高騰等大きく社会環境が変容しつつある中で、生活困窮世帯の急増、生活不安、孤独や孤立、虐待をはじめダブルケア、8050問題など、これまで見えづらかった問題も顕在化しています。

こうした中、令和5年度より三次市社会福祉協議会では地域包括支援センター事業、障害者支援センター事業、生活サポートセンター事業を受託、実施していきます。窓口を1本化することにより包括的な支援体制を構築し、コロナ収束後の新たな展開も構想しつつ、豊かにつながり合う「地域共生社会」の早期実現、それに連動した「地域包括ケアシステム」が推進されるよう、より効果的な実効性がある相談・支援事業に取り組んでいきます。

法人運営部門では依然として厳しい財政状況にあり、経費の節減や包括との一体化によるスケールメリットを活かした効率的な運営を図っていきます。また、適正な人員配置や専門職の確保により、地域に寄り添った信頼される組織体制づくりに取り組み、経営基盤の強化に努めていきます。

地域福祉部門では、第5次地域福祉活動計画の最終年度にあたり、過去4年間の地域福祉事業の進捗状況や効果、課題を整理しながら第6次の活動計画策定につなげていけるよう、活動目標に掲げた各事業に取り組んでいきます。また、地域共生社会の実現に向け社会福祉法に基づく「重層的支援体制整備事業」の開始を視野に、地域包括支援センター事業や関係機関との連携・協働により、生活支援体制整備事業等の推進・充実を図り、包括的・継続的な支援体制の拡充に努めていきます。

地域包括支援・障害者支援・生活サポートセンター部門においては、引き続き法令に応じた総合相談支援、生活困窮自立支援業務等を実施し、社協の相談支援業務と一層の連携・融合した地域生活の課題解決に資する包括的な支援体制を整備していきます。また介護予防プラン作成業務については「公正・中立性」を担保した適切な事業運営に取り組めます。

介護保険事業においては、介護収入の減少や介護人材の確保が困難な状況の中で、事業所間や法人内の連携を図り、各事業の成果を見極めながら、将来を見据えた事業展開に取り組んでいきます。

<重点目標>

1 「三次市社協地域福祉活動計画」の推進

活動計画の基本理念である「すべての人が住みなれた地域で、どのような障がいや支障があっても、安心して暮らせる地域づくり」の実現に向けて、「地域共生社会の実現に向けた地域づくり」を活動計画の取り組み目標とし、引き続き次の4つの重点目標の達成に向けて行動計画に取り組みます。また、その評価に基づき、市の総合計画等と連動した「第6次三次市社協地域福祉活動計画」の策定に取り組みます。

- (1) 地域の実情に応じたお互いさまのまちづくりに取り組みます。
- (2) 地域で自分らしく暮らせる支援の体制を整えます。
- (3) 地域と協働し、地域課題の解決に取り組むネットワークをつくります。
- (4) お互いに思いやる気持ちを高めるために情報を発信します。

2 地域包括支援センターとの一体化による円滑・効果的な事業の遂行、それに伴う運営組織や人員体制の検討・協議を進め、包括的・重層的な支援体制の構築に向けて取り組んでいきます。

3 法人運営を安定的・持続的なものとなるように、指定管理施設の更新や受託金、補助金の方向性について市と協議交渉を行い、また介護報酬の見直しも注視しながら、中長期的な視野で財政の健全化に取り組みます。

4 介護保険事業については、引き続き新型コロナウイルス感染症対策に留意し、地域から信頼されるようサービスの質の向上に努めます。介護人材が不足する中で、効率的な事業運営に取り組みます。

＜具体的事業計画＞

1. 法人運営の取り組み

地域の福祉を推進する社会福祉協議会の役割を担うため、組織体制づくりと人材づくり、財政の健全化に引き続き取り組みます。

事業	内容	実施時期等
組織体制を強化する取り組み	<p>【法人運営体制の強化】 理事会、評議員会をはじめ、必要に応じて総務部会、地域福祉部会、理事協議会を開催し協議を行い、業務推進のための業務調整会議なども継続して取り組みます。オンライン会議等も実施し、感染対策や効率化を図ります。</p> <p>① 理事会（定例） ② 評議員会（定例） ③ 監事会（定例） ④ 正副会長会議 ⑤ 総務部会・地域福祉部会 ⑥ 課長・センター長会議 ⑦ 業務調整会議 ⑧ 管理者・係長会議 ⑨ 各課・各部門の担当者会議 ⑩ 各部署で定例ミーティング</p> <p>【組織機構の改善】 地域包括支援センター事業等の受託に伴い、地域にわかりやすく、信頼され、また効率的な事業運営となるよう、組織体制の改善に向けた取り組みを進めます。</p>	<p>①6・11・3月 ②6・3月 ③5・11月 ④毎月 ⑤随時 ⑥随時 ⑦毎月 ⑧隔月 ⑨定期 ⑩定期</p> <p>通年</p>

<p>財政を健全化する取り組み</p>	<p>【財政を健全化する取り組み】 人口減少や社会環境の変化の中で、厳しい経営環境に対応した社協の財政基盤の改善と強化を引き続き進めます。</p> <p>① 包括事業の受託、指定管理施設の更新、介護保険事業の方向性に伴う組織体制の見直し作業と事業の効率的な運営</p> <p>② 経費の節減、事務業務の合理化・効率化</p> <p>③中・長期的展望による財政健全化計画の作成</p> <p>【財源を確保する取り組み】 市社協や地区社協、福祉団体事業等の活動の「見える化」を促進した情報発信を図り、募金活動等への理解の向上に努めるとともに、補助金や委託事業について三次市との協議を行いながら、その活動財源を確保する取り組みを進めます。</p> <p>① 三次市との補助金や委託事業に係る協議・要望</p> <p>② 広報活動の推進（広報誌、HP、SNS等）</p> <p>③ 社協会費募集の推進</p> <p>④ 共同募金運動の推進</p>	<p>①通年</p> <p>②通年</p> <p>③通年</p> <p>①通年</p> <p>②通年</p> <p>③5～9月</p> <p>④10～12月</p>
<p>役職員を育成する取り組み</p>	<p>【役職員の研修】 変化する社会情勢や社会環境に合った柔軟で迅速な法人運営や事業実施が推進できるよう、役職員の資質の向上のため、積極的な研修参加に取り組みます。</p> <p>① 県社協をはじめとする法人外研修の積極的な参加</p> <p>② 法人内研修の実施</p> <p>③ 資格取得の推進、専門性の強化</p> <p>④ 対話を通じた職員育成</p> <p>⑤ 職員個人のスキルアップの推進</p>	<p>①随時</p> <p>②随時</p> <p>③通年</p> <p>④通年</p> <p>⑤通年</p>
<p>その他</p>	<p>事業経営を安定、継続して実施するために、以下のことに取り組みます。</p> <p>① 三次市との連携の強化</p> <p>② 労働時間短縮による業務の効率化、働きやすい環境づくりの推進</p> <p>③ 介護人材の確保</p> <p>④ 市内の団体や法人との連携、情報交換</p> <p>⑤ 情報公開の適確な実施、透明性</p> <p>⑥ 法令順守の一層の強化</p>	<p>通年</p>

2. 地域福祉事業

令和5年度は変化する社会情勢や福祉制度のなかでも「第5次地域福祉活動計画」に掲げた目標である「地域共生社会の実現に向けた地域づくり」に市民や関係団体との協働により引き続き取り組みます。

事業	内容	実施時期等
地域包括ケア推進事業	三次市、三次地区医師会、三次市歯科医師会、三次薬剤師会、市社協（地域包括支援センター）、地域住民、ボランティア等との連携・協働により、地域包括ケアを推進していきます。	通年
	三次市地域包括ケア推進連絡会議への出席と協働	
生活支援体制整備事業（市受託）	高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、住民主体の生活支援・介護予防サービスの事業を整備していきます。	①通年 ②通年 ③通年 ④通年 ⑤60か所 ⑥通年
	① 他機関と連携し、地域の実態把握・情報整理・課題分析の取組（市内19地域）	
	② 高齢者生活支援情報誌の更新	
	③ 協議体、地域ケア会議に参画し、住民主体の活動や住民ネットワークの構築を図る （協議体：地域の福祉について話し合える場）	
	④ 高齢者の生活を支える地域住民の担い手育成	
	⑤ 地域住民の通いの場、地域づくりの場としての元気サロンの開設支援（R4年度末56か所）	
三次市生活サポート事業（市受託）	介護保険の要支援1・2の方の生活支援を地域住民の有償ボランティア活動で行えるよう利用調整をし、地域の相互扶助の関係づくりを推進していきます。	① 通年 ② 適宜
	① 利用会員への有償のボランティア活動の調整 ② サポーター養成講座の開催	
はるかぜネット事業	利用者の家事や買い物などの生活の中の困りごとを住民の互助による有償ボランティア活動により支援し、地域の相互扶助の関係づくりを広げていきます。	①通年 ②通年
	① 利用会員への有償ボランティア活動 ② はるかぜ会員・利用会員の加入促進	

	<p>③ はるかぜネットに関する情報発信の広報</p> <p>④ はるかぜ会員の研修と広報活動</p>	<p>③年 2 回</p> <p>④通年</p>
ふれあい・いきいきサロン事業	<p>地域住民（高齢者・障がい者・子ども等）が気軽に交流できる場所であるふれあい・いきいきサロンを広げ、地域での孤立を防ぎ、住民同士で見守り・支え合う関係につながるようサロンの運営を支援します。</p>	<p>①通年</p> <p>②通年</p> <p>③通年</p> <p>④年 1 回</p>
	<p>① 単位サロンへの活動助成・講師派遣・備品等貸出</p> <p>② 単位サロンの開設・運営の相談、支援</p> <p>③ サロンに出向き現状や課題の把握、情報管理、課題分析、福祉資源等の情報発信</p> <p>④ サロン交流会の開催</p>	
地区社協活動支援事業	<p>地区社協連合会会議を通じた情報交換を行い、地区社協と市社協の協働等による、地域福祉活動の推進に取り組めます。</p> <p>地域の特性や課題、要望を整理し、各地域にあった地域福祉活動を支援します。</p>	<p>①年 2 回</p> <p>②通年</p>
	<p>① 地区社協連合会会議の開催による情報収集と協議</p> <p>② 地域の特性や課題に合わせた地域福祉活動の支援、企画、提案、共催実施</p>	
地区社協活動助成事業	<p>身近な地域で福祉活動を行う地区社会地域福祉協議会の活動を支援し、地域福祉の充実と推進体制を強化していきます。</p>	<p>①通年</p> <p>②通年</p>
	<p>① 地区社協活動の支援</p> <p>② 地区社協活動助成金の交付</p>	
ボランティアセンター事業	<p>ボランティアに関する講座の開催や活動を紹介し、多くの地域住民にボランティア活動に参加してもらえよう働きかけを行います。また、ボランティアグループの活動支援を行います。</p>	<p>①年 1 回</p> <p>②通年</p> <p>③年 1 回</p> <p>④通年</p> <p>⑤通年</p>
	<p>① ボランティアグループ代表者連絡協議会の開催</p> <p>② ボランティアの発掘と調整</p> <p>③ ボランティアグループ交流会の開催</p> <p>④ ボランティアグループへの活動助成</p> <p>⑤ ボランティアに関する情報発信</p>	

被災者生活サポートボラネット事業	災害時には三次市をはじめとする市内の各関係機関・団体等が協力して被災者の生活支援を行います。平時には研修会や訓練を行い、新たな団体とも連携を深めていきます。	
	① 被災者生活サポートボラネット推進会議の開催 ② 被災者生活サポートボラネット研修会の開催 ③ ボランティアセンター運営模擬訓練の開催 ④ 災害対応の資機材の整備 ⑤ 災害ボランティア等研修会への職員の参加 ⑥ 災害発生した他市町災害ボランティアセンターへの職員派遣 ⑦ 被災者生活サポートボラネット事業説明会の開催	①年 2 回 ②年 1 回 ③年 1 回 ④年 1 回 ⑤年 2 回 ⑥応援要請時 ⑦通年
福祉教育活動推進事業	学校や地域の関係団体へ向けて、福祉教育活動推進事業についての説明や情報提供、また福祉教育活動に対する企画提案などの支援をします。 地域で多世代が参加でき、地域の互助活動へつながるような取り組みを関係団体と協働しながらすすめていきます。	
	① 学校訪問（啓発授業等） ② 地域の関係機関との連携 ③ 福祉教育活動への助成	①通年 ②通年 ③通年
広報啓発事業	市社協の活動をはじめ地域福祉の制度、サービスについて、地域住民や福祉・保健・医療関係者の理解、協力を得るため、社協事業の「見える化」に努めた情報発信に取り組みます。	
	① 広報「みよし社協だより」の発行（全戸配布） ② みよし健康福祉まつり（みよしふれあいいいきいきフェスタ）への協力、参加 ③ ふれあい出前講座の職員派遣 ④ ホームページの運営と広報委員会の開催 ⑤ ケーブルテレビでの行事案内の掲示 ⑥ SNSによる行事案内等の発信内容の充実 ⑦ 報道機関への行事等の情報提供 ⑧ 地区社協等の活動紹介 ⑨ 各種パンフレット及びリーフレット等作成活用 ⑩ 動画を使った情報発信の検討	①偶数月 ②年 1 回 ③通年 ④月 1 回 ⑤通年 ⑥通年 ⑦通年 ⑧通年 ⑨通年 ⑩通年

3. 福祉サービス利用の相談と支援

近年、生活を取り巻く環境の変化で、さまざまな生活課題が発生し「不安」や「悩み事」が増えています。市社協はその相談に対応するため、法人が行う事業や関係機関が行う制度や事業・活動と連携し住民の生活支援をより一層強化していきます。

事業	内容	実施時期等
ふれあい福祉相談事業	<p>地域住民の多様な生活課題について、職員が地域に出向くなど、相談しやすい体制・環境づくりを行い解決につなげる支援を行います。また一人や家族が複数の深刻な生活課題を抱える場合には、地域住民、民生委員児童委員、社会福祉施設、専門機関、ボランティア・NPO団体や行政などと地域における幅広い協働、連携を図り、その解決や予防に向けて取り組みます。</p> <p>① 心配ごと相談（社協職員） ② 法律相談（弁護士） ③ 介護・権利擁護相談（社協職員） ④ 認知症生活相談（社協職員） ⑤ 地域に出向く訪問相談（社協職員） ⑥ 相談窓口の広報（ケーブルテレビ・音声告知放送、社協だより、チラシ他）</p>	<p>① 通年 ② 年3回 ③ 通年 ④ 通年 ⑤ 通年 ⑥ 通年</p>
福祉サービス利用援助事業「かけはし」（県社協受託）	<p>地域住民や関係機関に「かけはし」を広く周知し、支援が必要な方の利用を促進していきます。</p> <p>利用者には「かけはし」だけでなく地域での生活全般にわたるさまざまな援助が必要なことから、他の在宅サービスや近隣互助活動へもつなぎ、金融機関や福祉・医療関係機関との連携を強化していきます。</p> <p>① 福祉サービスの利用支援の相談と調整 ② 福祉サービス利用援助事業の契約（日常的な金銭管理、通帳・印鑑・証書等の預かり） ③ ケア会議の開催 ④ 地域、関係機関等への「かけはし」事業の周知・啓発、利用促進 ⑤ 生活支援員の研修参加</p>	<p>① 通年 ② 利用件数 75 件 新規件数 10 件 ③ 通年 ④ 通年 ⑤ 通年</p>

権利擁護センターもみじ	病気や障がいなどにより判断能力の不十分な人の財産管理と身上監護について法人後見を受任し、関係機関と連携しながら課題の解決にあたり、成年後見制度の利用を支援します。また、市民後見人の活動を支援する体制を整え、市民後見人バンクの運営により市民参画による権利擁護を推進していきます。	
	① 相談支援 ② 成年後見制度の申立支援と親族後見人の支援 ③ 法人後見の受任 ④ 契約締結審査委員会の開催 ⑤ 虐待等の相談 ⑥ 出前講座による職員派遣 ⑦ 相談会の開催（北部・中部・南部3カ所） ⑧ 市民後見人養成事業の研修開催（市受託） ⑨ 市民・関係者向け権利擁護講演会 ⑩ 市民後見人バンクの運営と市民後見人の受任 ⑪ 成年後見制度利用促進事業〔相談・申立支援、市長申立案件受任ほか〕（市受託）	①通年 ②通年 ③受任件数35件 新規件数10件 ④通年 ⑤通年 ⑥通年 ⑦年1回 ⑧年3回 ⑨年1回 ⑩通年2件 ⑪通年
生活福祉資金貸付相談事業（県社協受託）	低所得者世帯、障がい者世帯、高齢者世帯に対して、資金貸付と必要な相談を行うことにより、経済的自立や生活意欲の高揚を目的としています。失業者を対象とした総合支援資金や対象世帯へ目的に応じた資金貸付・相談を行う福祉資金・教育支援資金、不動産担保型生活資金等の相談を受けていきます。また生活困窮者自立支援制度など他法・他制度の必要な機関と連携を図り、対象者の経済的自立を促す支援を行います。	
	① 総合支援資金の貸付相談 ② 福祉資金の貸付相談 ③ 教育支援資金の貸付相談 ④ 不動産担保型生活資金の貸付相談	①通年 ②通年 ③通年 ④通年
民生資金貸付事業（独自貸付）	生活困窮者に対する民生資金の相談貸付と債権管理や滞納分の償還督促を行います。 〔貸付限度額：50,000円〕 〔無利息〕	通年

老人介護支援センターの運営	高齢者福祉に関する専門的な相談や情報提供などのほか、居宅介護を受ける高齢者とその介護者などと高齢者福祉事業者との連絡調整、その他援助を総合的に行います。	通年
民生委員児童委員活動との連携	社会福祉の増進のために活動されている民生委員児童委員と共に、地域住民の生活上の心配ごとや福祉サービスの利用についての相談など、相互連携して地域の福祉活動を推進していきます。 ① 地域福祉活動の連携 ② 三次市民生委員児童委員協議会の理事会・地区民児協議会への参加と情報交換	①通年 ②毎月
福祉・介護人材の確保・育成・定着の推進	三次市の福祉・介護人材の確保・育成・定着に向けた取り組みを「みよし福祉・介護人材確保等総合支援協議会」において協議し、関係機関と協力して状況の把握や分析を行い、福祉・介護人材の確保に努めます。 ① みよし福祉・介護人材確保等総合支援協議会の開催 ② 職場の魅力発信・啓発活動の実施	①年2回 ②年1回
社会福祉団体の支援	地域福祉活動をすすめるために、社会福祉関係団体の福祉活動を支援します。 三次市遺族会連合会、三次市老人クラブ連合会、三次市身体障害者協会、三次市認知症の人と家族の会、県北三次難聴者・中途失聴者協会などと情報交換を図りながら活動を支援します。 ① 社会福祉団体への活動助成 ② 社会福祉団体との連絡会議の開催 ③ 社会福祉団体が開催する行事等への職員の応援派遣 ④ 社会福祉団体への情報提供	①年1回 ②年1回 ③通年 ④通年

4. 介護保険事業

三次市の人口は年々、減少傾向にあります。特に旧市内以外の地域は減少が顕著になってきている現状です。事業を展開している山間部では、主なサービス対象者である80歳以上の人口の動向が、サービス量減少の一因となっています。加えて近年は新型コロナウイルス感染症拡大、自然災害による利用控えや事業所の利用制限が追い打ちとなります。コロナ禍以降の事業状況では在宅系サービスが利用者減少傾向、施設サービスは稼働率向上傾向にあります。コロナ感染クラスターが発生すると、一定期間は空床増になる影響があります。

今後もしっかりと現状を分析し、将来を見据えた着実な取り組みを推進する必要があります。介護保険事業を展開する事業所が複数あることで時代背景や制度改定の変化に強く介護保険事業全体では各年度で利益をあげていましたが、事業実施地域のサービス利用者の減少、慢性的な介護人材の不足と必要最低限の人員配置の状況へ加え、コロナ禍での利用者・職員の休みが断続的にあり、事業経営環境としては厳しい運営状況となります。

ウイズコロナの時代を様々な機関と連携しながら、質の高いサービス提供に努め、利用者の生活を支える持続可能な介護保険サービス事業を実施します。

事業	内容	実施時期等
事業所運営会議の開催	事業分析・サービス内容の検討・改善を中心とした各事業所運営会議を、管理者を中心として開催します。	毎月
居宅介護支援事業	要介護認定を受けた方のケアプランを作成します。 利用者が在宅生活を継続できるよう介護保険サービスだけではなくあらゆるサービスを駆使し支援していきます。また、介護支援専門員は介護全般に関する相談員として地域からの相談対応、助言や制度紹介などを行っていきます。 主任介護支援専門員を育成・配置することにより、中重度者や複雑な課題を抱えている利用者・家族への適切な支援を行い、質の高いケアマネジメントを実施します。 [実施事業所：みよし社協居宅介護支援事業所]	通年
訪問介護事業	在宅生活を継続するために利用者一人ひとりの生活全般について多職種と連携を図り、利用者に寄り添った適切な援助を行っていきます。 [実施事業所：ホームヘルプセンターみよし・みよし南]	通年
地域密着型通所介護事業	住み慣れた地域で少人数のアットホームな雰囲気の中、個々に合わせたサービスを馴染みの職員が提供する安心感や満足を得られて自宅での生活が継続できるようサービス提供を行っていきます。 [実施事業所：デイサービスセンターふの・さくぎ・みわ・みよし]	通年

介護老人福祉施設	入居者の生活を第一に考え、単調な毎日にならないよう時間の流れを大切に、一人ひとりのこだわりや思いに寄り添い、穏やかな生活を過ごしていただけるよう介護を行っていきます。 [実施事業所および定員] [特別養護老人ホーム「江水園」：30人]	通年
短期入所生活介護事業	要支援・要介護認定者の短期間入所により、本人の生活を支援していくとともに、介護者の負担軽減も図ります。入所中は一人ひとりの生活を尊重し、機能低下防止も図ります。 [実施事業所および定員] [江水園短期入所生活介護事業所：10人]	通年
要介護認定訪問調査（市受託）	訪問調査員が自宅または施設内において、要介護者等の心身の状況についての聞き取り調査を行います。 [実施事業所：みよし社協居宅介護支援事業所、特別養護老人ホーム江水園]	通年
ボランティア・実習生等の受入れ	事業所への市民ボランティア、実習生、市内中学生の職場体験学習等の積極的な受け入れを行います。外国人実習生の受け入れにも取り組みます。	通年

5. 障害福祉サービス

障がいのある方一人ひとりが地域の一員として、自己選択と自己決定のもとに、安心して自立した生活を送ることができるよう各種の在宅福祉サービスを提供してまいります。

また、介護保険事業と同様に、地域の中で何でも相談できる事業所として、権利擁護センターもみじや福祉サービス利用援助事業「かけはし」、ボランティア等と連携し、安心して生活できる地域づくりに取り組み、地域包括ケアの推進に積極的に関わってまいります。

事業	内容	実施時期等
居宅介護事業	居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談や助言、その他生活全般にわたる援助を行います。 [実施事業所：ホームヘルプセンターみよし・みよし南]	通年
同行援護事業	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する方の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに	通年

	に、移動の援護、排せつ及び食事等の介護など外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。 [実施事業所：ホームヘルプセンターみよし・みよし南]	
重度訪問介護事業	重度肢体不自由者で常に介護を必要とする方に、居宅において、入浴、排せつ及び食事の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、並びに生活等に関する相談、助言、その他生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行います。 [実施事業所：ホームヘルプセンターみよし・みよし南]	通年

6. 地域支援（高齢者介護予防）事業

高齢者が要介護（支援）状態になることを予防し、また、要介護状態等になった場合でも、住み慣れた地域で自立した生活を送れるように、三次市と共に高齢者の生活を支援します。

事業	内容	実施時期等
地域支え合い事業	地域の多世代が交流し、つながりづくりができる場所や機会を地域の組織や団体と協働して作り出していきます。	1 地区 十日市
「食」の自立支援事業（市受託）	栄養改善が必要な方に、「食」の自立の観点から栄養バランスに配慮した調理、配食サービス（弁当）の提供と配達時の安否確認を行います。 [実施事業所：布野支所・作木支所]	通年
軽度生活援助事業（市受託）	介護保険の対象にならない家事援助を必要とする在宅の高齢者に、日常生活の支援を行い、自立した日常生活の継続と介護が必要な状態になることの防止を図ります。 訪問介護員が自宅を訪問し、掃除、洗濯、調理、生活必需品の買物などの家事を援助します。 [実施事業所：ホームヘルプセンターみよし・みよし南]	通年

認知症高齢者生活援助事業 （市受託）	認知症高齢者を介護している世帯での見守り援助を行い、認知症高齢者及び家族の負担を軽減します。 介護者が不在の時や、在宅中でも見守りができない場合の見守りを行います。また、介護や生活に関する相談も受けます。 [実施事業所：ホームヘルプセンターみよし・みよし南]	通年
家族介護者交流事業 （市受託）	在宅で要介護高齢者を介護している家族の心身のリフレッシュや介護者同士の交流を行い、介護負担の軽減を図ります。	年3回

7. 地域生活支援（障害者自立生活支援）事業

障がいのある方が自立した日常生活と社会生活を営むことができるよう支援するサービスの実施やサービスに関わる人材を養成します。

事業	内容	実施時期等
移動支援事業 （市受託）	肢体不自由者で外出に車椅子を必要とする方や視覚障がい者、知的障がい者、精神障がい者で屋外での移動に著しい制限のある方を対象に外出時の支援を行います。 [実施事業所：ホームヘルプセンターみよし・みよし南]	通年
障害児生活訓練事業 （市受託）	学校が長期休業中の際、在宅の障がい児等を対象に、日常生活上で必要な訓練や指導等の本人の活動支援を行うことにより、障がい児等の生活の安定と保護者の就労支援を図ります。 障がい児等の見守りと療育等の生活訓練	春・夏・冬休み期間（土日・祝日・お盆・年末年始を除く）
要約筆記奉仕員・手話通訳者派遣事業 （市受託）	市内に居住する聴覚障がい者等の情報保障として、要約筆記奉仕員・手話通訳者派遣の調整を行います。	通年
点字・声の広報等発行事業 （市受託）	市内に居住する視覚障がい者等で希望される方へ、技術ボランティアグループと連携して、録音テープ・CDに録音した「広報みよし」「議会だより」「社協だより」や点訳した「図書館だより」などを郵送します。	通年

手話・点訳・要約筆記・朗読ボランティア養成事業（市受託）	手話・点訳・要約筆記・朗読ボランティアを養成する講座を開催し、地域住民の暮らしを支える“支え手”を増やしていきます。	① 全 35 回 ② 全 10 回 ③ 全 5 回 ④ 全 8
	① 手話奉仕員養成講座の開催 ② 点訳ボランティア養成講座の開催 ③ 朗読ボランティア養成講座の開催 ④ 要約筆記奉仕員養成講座の開催	

8. 各種福祉サービス

高齢者や障がい児者、産前産後世帯等の生活を支援する各種事業を実施します。

事業	内容	実施時期等
障害児・者ふれあい事業	障がいのある方とその家族、ボランティアが行事等を通じて交流を深め、日常生活での支え合いにつなげていきます。	①年 2 回 ②通年
	① ふれあい・わいわいパーティーの開催 ② 障がいのある方とその家族への支援	
福祉用具短期貸出	病気・ケガ・術後などにより一時的に歩行が困難になられた在宅生活を送っている方に、福祉用具（車イス）を短期間貸し出します。	通年
高齢者生活支援施設の管理運営（市受託）	65歳以上で、在宅での生活維持が不安なひとり暮らしの方が、住み慣れた地域で自立した生活が続けられるよう支援する施設の管理運営を行います。	通年
	① 布野高齢者共同生活支援施設 ② 作木あんしんリビング	
産前・産後ヘルパー派遣事業（市受託）	妊娠期または産後に、日中家事や育児の支援が必要な方のご自宅にヘルパーの派遣を行います。 利用対象：妊婦およびおおむね産後 6 か月未満の産婦の方、家事や育児等において支援が必要とされる方 [実施事業所：ホームヘルプセンターみよし・みよし南]	通年
甲奴健康づくりセンター(ゆげんき)の業務運営（市受託）	高齢者の介護予防および市民の健康増進と交流を目的として、施設の入館受付やトレーニング室、温水プール、浴室などの運営業務を行います。	通年

9. 三次市指定管理施設の管理運営

地域の福祉活動の拠点として多様化する住民ニーズに柔軟に対応できる福祉・保健サービスの提供に努め、市民の福祉・健康づくり活動を円滑に推進します。施設が地域で機能するよう7拠点12施設の福祉関係事業に取り組み、指定管理者として住民に信頼され親しまれる施設として管理運営を行います。なお、令和6年度の指定管理施設更新に向けて、事業計画や予算、施設修繕・存続等について市との協議を進めます。

事業	内容	実施時期等
三次市指定管理施設の管理運営 (市受託)	① 吉舎保健センター ② みわ総合福祉センター ③ 作木老人福祉センター「せせらぎの里」及び作木老人デイサービスセンター ④ 布野保健福祉センター及び高齢者共同生活支援施設 布野運動公園 ⑤ 三次西健康づくりセンター及びデイサービス施設 ⑥ 特別養護老人ホーム「江水園」及び作木あんしんリビング ⑦ 三次市福祉保健センター	通年

10. 福祉サービス苦情解決体制

市社協が提供する介護保険サービスや福祉サービスに対する苦情に適切に対処するため、第三者委員や苦情受付担当者を配置します。また、介護保険事業所や事務所窓口に「ふれあい箱」を設置し、市民の皆様からのご意見を受けやすい体制により、利用者からの苦情等を受付け解決していきます。また、苦情が発生しないよう、また内容によっては職員に啓発を図り、市民の信頼を深める活動を行います。

事業	内容	実施時期等
福祉サービス苦情処理	① 第三者委員と苦情受付責任者・担当者の配置 ② 福祉サービス苦情処理連絡会議の開催 ③ 苦情受付担当者研修会 ④ 「ふれあい箱」の設置	①通年 ②随時 ③随時 ④通年

1 1. 共同募金事業への協力

社会福祉団体の福祉活動に対し共同募金から配分することで、地域福祉をすすめる共同募金運動に協力します。

事業	内容	実施時期等
共同募金配分事業	① 三次市共同募金委員会・分会の事務 ② 高齢者福祉活動への配分 ③ 障がい児・者福祉活動への配分 ④ 児童・青少年福祉活動への配分 ⑤ 住民全般福祉活動への配分	① 通年 ② 年間事業 ③ 年間事業 ④ 年間事業 ⑤ 年間事業

1 2. 日本赤十字社事業への協力

日本赤十字社の行う災害救護対策等の活動を支援、三次市地区事務局活動に協力します。

事業	内容	実施時期等
日本赤十字社事業	① 赤十字社員（会員）と活動資金（会費）募集 ② 火災・風水害等による罹災世帯への災害救援品の配付 ③ 各種災害等における義援金受付事務 ④ その他赤十字事業に関する講座・研修等の開催	① 通年 ② 通年 ③ 通年 ④ 通年

1 3. 地域包括支援センター事業（新規：市受託）

三次市第9期高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画（令和3年度～令和5年度）の基本理念に従い、「この住み慣れた地域で、しあわせを実感しながら住み続けられるまちみよし」を達成するため、次のとおり取り組みます。

なお、今年度は運営委託法人が変更となるため、「公益的な機関」として公正で中立的な事業運営を、より高い水準で実現しなければならないことを認識して、各事業に取り組みます。さらに組織を一体化することで、相談窓口の一本化による相談支援の充実、人材確保、地域包括ケアの推進と地域共生社会の実現をめざして取り組みます。

事業	内容	実施時期等
総合相談事業	センターのすべての業務の入り口となるのが総合相談です。地域において安心して相談できる拠点としての役割を果たすため、高齢者等に関する多様な相談に応じた支援方法を検討し、適切な機関やサービス、制度の利用につなぐ等の支援を行います。また、継続支援が必要な場合はケース管理を確実にを行い、課題解決に向けて取り組みます。	①通年 ②通年
	①チームアプローチによる相談支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ ケースカンファレンスの定期開催 ・ 三職種やセンター連携による相談対応 ・ 関係機関との連携 ②地域の実態把握による早期対応 <ul style="list-style-type: none"> ・ 民生委員児童委員協議会定例会や地域のサロン等への参加 	
権利擁護事業	支援者が不在の方や認知症による判断能力の低下、家族の障害等により支援が必要なケース等高齢者を取り巻く環境は課題が重なり複雑化している状況があります。住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、権利を護るための支援を行います。	①通年 ②通年
	①高齢者の虐待防止と早期発見・早期対応 <ul style="list-style-type: none"> ・ スキルアップに関する研修 ・ コア会議・評価会議に基づく対応とケース管理 ②成年後見制度等の啓発・利用促進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 包括だより・リーフレット等による啓発 ・ スキルアップに関する研修 	
包括的・継続的マネジメント	様々な生活課題を抱える高齢者等が、課題に応じたあらゆる社会資源を適切に活用しながら住み慣れた地域で安心して暮らし続けることが出来るように、地域包括ケアシステムの構築をめざします。	

	<p>①地域ケア会議の機能充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自立支援型個別ケア会議への参画 ・ 地域ケア会議・専門職の会議・個別ケア会議の開催 <p>②地域包括ケア啓発活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ これから手帳の活用講座 <p>③ケアマネジャー（介護支援専門員）の質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ケアマネジャーの資質向上に関する研修 <p>④ケアマネジャー（介護支援専門員）との連携と支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 三次市介護支援専門員連絡協議会等関係機関との連携 	<p>①通年</p> <p>②通年</p> <p>③通年</p> <p>④通年</p>
<p>認知症対策</p>	<p>認知症の人ができる限り住み慣れた環境で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症地域支援推進員を中心として、関係機関や地域との連携の強化に重点を置いて認知症ケア向上の取組を推進します。</p> <hr/> <p>①認知症の啓発と認知症相談の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談窓口の広報・啓発 ・ 相談内容の分析・課題整理 ・ 認知症月間での取組 <p>②認知症サポーターの養成と活動支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症サポーター養成講座（年間 400 人以上） ・ キャラバン・メイトの活動支援 <p>③認知症カフェ（虹色サロン）の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症カフェの立ち上げや運営支援 ・ 介護者支援の充実 <p>④認知症対策連絡会議の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関との連携体制の構築 ・ 認知症初期集中支援チームとの連携 	<p>①通年</p> <p>②通年</p> <p>③通年</p> <p>④年 2 回</p>

指定介護予防支援事業所	研修会や自立支援型個別ケア会議に積極的に参加することで、アセスメント力やマネジメント力の向上を図り、高齢者の有する能力に応じて自立に向けた支援が強化されるよう努めます。また、インフォーマルサービスを含めた適切なサービスにつなぐことにより介護予防や重度化防止を図っていきます。 実施にあたっては、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との連携を図り、公正中立に行います。	
	①自立支援に向けたケアマネジメントの強化 ・内部スキルアップ研修（年4回） ・自立支援型個別ケア会議への参加 ②地域課題や資源の抽出・整理 ・プランチェック研修	①通年 ②通年
広報	包括だより、地域包括支援センターのパンフレットの配布や、ホームページ、フェイスブック等を通じて、広く情報発信を行います。	
	①広報活動・情報発信 ②包括だよりの発行 ③ホームページ・フェイスブック等の充実	①通年 ②年3回 ③通年

14. 障害者支援センター事業（新規：市受託）

「あなたと社会をつなぐ」を基本理念に、障害のある人が地域で自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう「基幹相談支援センター」、「総合相談支援」、「障害支援区分認定調査」の3つを柱に、各種事業を実施します。

各種業務においては、地域福祉部門との連携により地域とのつながりを強めつつ、新たな社会資源の開発を進めます。

(1)基幹相談支援センター

事業	内容	実施時期等
計画相談支援（サービス等利用計画）に関する相談・指導	相談支援事業所における計画相談支援（サービス等利用計画）について、相談を受け、適切な指導を行うとともに、困難事例については、相談支援事業所として計画相談支援（サービス等利用計画）を行います。	

	<p>【相談支援事業所との連携】</p> <p>①市内相談支援事業所への定期的な訪問 ②支援困難ケース（多職種連携した支援が必要なケース）の支援ネットワークの構築とコーディネート</p> <p>【計画相談支援】</p> <p>①支援困難ケースを中心にサービス等利用計画の作成 ②サービス事業所との調整 ③計画アセスメント</p>	<p>①通年 ②通年</p> <p>①通年 ②通年 ③通年</p>
専門機関との連携	<p>障害者（児）に係る福祉・保健、就労、教育、医療、サービス利用等の支援について市、県、国の機関、障害者（児）関係事業所等との連携を図り、定期的な情報共有、課題解決等に向けたネットワークの構築を進めます。</p>	
	<p>①多職種、多部署による連携が必要な会議のコーディネート ②市の関係部署や多職種、多部署による定期的な連絡会議の開催 ③多職種、多部署によるネットワークの構築</p>	<p>①通年 ②通年 ③通年</p>
社会資源の開発	<p>障害者のニーズに対応できるよう情報提供していくとともに、関係機関及び施設・事業所と連携し、事業内容の充実に取り組みます。</p>	
	<p>①事業所訪問や定期的な連絡会議などで得られた情報に基づき、課題整理と障害者支援協議会へ提言 ②障害者のニーズに基づいた、事業内容の充実の取組 ③多職種、多部署ネットワークによる社会資源の開発 ④各種ボランティアの養成と活動の場の提供</p>	<p>①通年 ②通年 ③通年 ④通年</p>
障害者虐待防止、権利擁護	<p>障害者虐待の防止、権利擁護等について、三次市権利擁護ネットワーク等の関係機関と連携して対応します。また、虐待への迅速な対応と虐待者（世帯）への支援を含めた、多職種、多部署による連携した支援のコーディネートを行います。</p>	
	<p>①障害者虐待対応 ②障害者虐待防止の取組 ③成年後見制度利用支援 ④三次市権利擁護ネットワーク会議への参画</p>	<p>①通年 ②通年 ③通年 ④通年</p>

障害者支援協議会及び障害者支援ネットワーク連絡会議	三次市障害者支援協議会において、相談事業の実施状況や事業全般を報告し、協議・検討が必要な課題の提起を行います。また、三次市障害者支援ネットワーク連絡会議の事務局として、部会の運営や活動等の取組強化により、地域資源の開発や地域での支援体制づくりを進めます。	①年2回程度 ②部会毎に定期的に開催 ③定例化をめざす。
	①障害者支援協議会 ②障害者支援ネットワーク連絡会議 「相談支援部会」「地域生活支援部会」「就労支援部会」「療育・発達支援部会」「差別解消支援部会」「医療的ケア児支援部会」の各部会の分野ごとに、障害者のニーズ把握や地域課題解決に向けて、市、各サービス関係事業者、医療機関等との連携を推進 ③部会の枠を越えて、課題解決に向けた取組の推進	
障害者差別解消法に関すること	「障害者差別解消法」に関して、相談を受け、市と連携して、対応するとともに、市民啓発を行い、障害の有無に関わらず、共に生きる地域社会づくりを進めます。	通年
	「差別解消支援部会」を中心とした啓発	
広報・社会啓発	共生社会のまちづくりの推進をめざし、障害や障害者への理解を深めるための社会啓発事業を実施します。	①年1回 ②年1回 ③年4回 ④通年 ⑤通年 ⑥通年 ⑦通年
	①障害者週間にあわせたパネル展 ②「みよし障害者福祉サービスガイドブック」の発行 ③「障害者支援センターだより」の発行 ④「広報みよし」を活用した啓発や情報提供 ⑤障害者差別解消法の虐待防止法の啓発 ⑥ホームページ・CATV・YouTube・Instagramを活用した啓発や情報発信 ⑦各種イベントでの啓発と情報提供	
地域生活支援拠点等整備事業に関すること	地域生活支援拠点等整備事業の中核機関として、緊急時に支援が見込めない世帯の把握や、登録、地域の体制づくりを進めます。	①通年 ②通年 ③通年 ④通年
	①事前の利用登録の推進 ②緊急時の受け入れ・対応 ③体験の機会・場の提供 ④専門的人材の確保・養成	

	⑤地域の体制づくり	⑤通年
--	-----------	-----

(2)総合相談支援

総合相談	障害のある人が、住み慣れた地域で安心して、その人らしい生活を続けていくことができるよう、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切な在宅サービス、関係機関及び制度利用につなげる等の相談支援事業を実施します。	
	①福祉サービス等生活全般の情報提供 ②サービス利用の助言、利用申請援助 ③ケア会議のマネジメント ④就業や年金相談 ⑤障害者虐待、権利擁護及び差別解消法に関する相談 ⑥学習や余暇活動を通じた自立した生活の支援 ⑦電話による24時間相談対応	①通年 ②通年 ③通年 ④通年 ⑤通年 ⑥通年 ⑦通年
就労支援	①福祉的就労を中心に、事業所紹介から体験への同行、契約手続きの支援を行います。 ②一般就労については、備北障害者就業・生活支援センターと連携して、ハローワーク、庄原特別支援学校、三次病院等との支援体制のもとに実施します。	通年
社会生活力を高めるための支援	障害者自身の力を高め、能力の活用をめざした支援を実施します。	
	①ソーシャルクラブ 障害種別を問わず、ひきこもりやコミュニケーション障害等、障害者手帳を所持していない方も対象に開催 ②ハートフルサロン（精神障害者社会復帰集団事業） 在宅の精神障害者や社会生活の難しい方等がグループ活動を通して社会生活技能の向上、対人関係能力の改善を図るための集団活動を開催	①月4回 ②月3回
ピア・サポーターの育成	障害のある人自身がその経験を活かし、他の障害のある人の相談相手となり、社会参加や地域での交流、問題の解決を支援するピア・サポーターを育成します。	
	①ピア・サポーターの養成講座（連続講座）の開催 ②ピア・サポーターによるピア・カウンセリングの実施	①8回 ②通年

	③ピア・サポートグループ「やまなみ」の活動支援 ④やまなみカフェや会報発行等を支援することで、ピア・サポート活動の啓発	③通年 ④通年
ボランティアの活用と育成支援	障害者ボランティアの受入れと育成を実施し、ボランティアの活用をコーディネートします。	
	①精神障害者ボランティアの養成講座 ②精神障害者ボランティアの受入れ	①2回(連続講座) ②通年
家族及び障害者等の関係団体の支援	障害者の家族及び障害者等の関係団体が集える場の提供や情報交換等の支援を実施します。	通年
みんなの食堂	様々な課題を抱えながら地域で生活するみんなが集う場、つながる場を提供します。	毎月第1火曜日
園芸福祉	「みよし園芸福祉ネットワーク」との活動の連携を図ります。	通年
障害者スポーツ	①「障害者フライングディスク競技大会」を三次市と共催	①10月予定
	②スペシャルオリンピックス日本・広島陸上競技会の開催支援	②6月予定
各種相談会	身体障害者相談員、知的障害者(児)相談員による相談会を、定期的を開催します。	
	①聴こえに困っている人の相談会 ②知的障害者(児)相談会	①第2土曜日 ③第3日曜日

(3)障害支援区分認定調査

障害支援区分認定調査	障害支援区分認定に関する訪問調査を行います。	通年
------------	------------------------	----

15. 生活サポートセンター事業(生活困窮者自立相談支援事業)(新規:市受託)

生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)に基づき、生活困窮者が抱える多様で複合的な問題に対し、生活困窮者からの相談に応じ、困窮状態から早期に脱却できるよう包括的かつ継続的な相談支援を行います。事業の実施にあたっては、法人内や行政の関係部署、各種関係機関と連携しながら進めます。

事業	内容	実施時期等
相談支援事業	日々の生活に困りごとや不安を抱えている方に対して、ワンストップの相談窓口として相談を受け付け、課題整理を行いその解決に向けて支援します。生活困窮に至る過程には様々な要因があり、初回相談時にはすでに複合的な問題を抱えた相談者が多くあることから、相談者にあった丁寧な相談支援を行います。	①通年 ②通年 ③通年
	①積極的な訪問等のアウトリーチによる相談支援 ②アセスメント・プランニングによる適切な支援と専門機関等との連携 ③コロナ特例貸付の償還免除（猶予）者への相談支援	
住居確保給付金申請受付	離職などにより住居を失った方、または失う恐れが高い方に対して、収入を増やす活動をするなどを条件に、一定期間家賃相当額を支給するもので、市と連携して相談及び申請のサポート、受付を行います。	通年
	生活困窮者住居確保給付金の申請受付	
生活困窮者支援を通じた地域づくり	生活困窮者の早期発見や見守りを行うための関係機関とのネットワークづくりや地域の社会資源について把握します。	①通年 ②通年
	①地区民協等への参加と相談窓口の周知 ②関係機関との連絡会議への参加	
フードバンク事業	緊急かつ一時的に食料の確保ができなくなり生命が脅かされる恐れのある個人や世帯に対し、数日分の食料提供を行います。	通年
	社会福祉協議会のフードマッチング事業との連携による食料の調達及び食料の提供	
生活困窮者自立支援法の改正への対応	今年度は任意事業が義務化となる法改正が見込まれています。現行の事業も含め、施行後には円滑に対応できるように市と準備を進めます。	通年
	市との定例連絡会議の開催	



このマークは、社会福祉および社会福祉協議会の「社」を図案化し、「手を取りあって、明るい社会を建設する姿」を表現しています。

社会福祉法人 三次市社会福祉協議会

〒728-0013 三次市十日市東 3-14-1

代表電話 0824-63-8975

F A X 0824-62-6827

E-mail : mycity@cc.wakwak.com

<http://www.miyoshi-shakyo.com/>